

<書評と紹介>小西豊治著 『憲法「押しつけ」論の幻』

IGARASHI, Jin / 五十嵐, 仁

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

577

(開始ページ / Start Page)

70

(終了ページ / End Page)

71

(発行年 / Year)

2006-12-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003299>

小西豊治著

『憲法「押しつけ」論の幻』

評者：五十嵐 仁

本書の内容に触れる前に、一言しておく必要がある。というのは、この雑誌にこのような書評が掲載されることを奇異に感ずる読者がいるかもしれないからである。

しかし、大原社研は憲法問題と深い関わりを持っている。本書が主たる検討の対象としている「憲法草案要綱」は在野の「憲法研究会」によって提出されたものであり、「この研究会が結成されたのは、日本文化人連盟の創立がきっかけ」で、「高野岩三郎が、『民間で憲法制定の準備、研究をする必要がある』と問題提起したことが、すべての発端であった」という。

つまり、このとき、高野が「問題提起」しなければ、「憲法研究会」が結成されることも、本書によって改めて光が当てられる「憲法草案要綱」が作成されることもなかったかもしれない。そしてこの「すべての発端」となった高野岩三郎は、言うまでもなく、当研究所の初代所長である。

しかも、「本書の主役である」鈴木安蔵に対して、「君は専門だしぜひやるように」と声をかけたのも、高野だった。また、本書の第8章には、「高野の共和制構想」という節があり、「『国民主権・象徴天皇』よりも一歩進んで、共和制の憲法案を研究会に提出している」ことが

紹介されている。この「天皇制ヲ廃止シ、之ニ代エテ大統領ヲ元首トスル共和制採用」を「根本原則」とする「日本共和国憲法私案要綱」の原本は、鈴木安蔵氏から寄贈されて当研究所に保管されている。

このほか、研究所の所員だった森戸辰男は社会党の衆院議員として憲法審議に加わり大きな役割を果たした。この審議過程を詳しく追い、「日本国憲法の自生的要因」を明らかにした『日本国憲法体制の形成』（青木書店、1997年）の著者である高橋彦博法政大学名誉教授は長く当研究所の運営委員であり、かくいう評者も、このような伝統を受け継ぐべく昨年暮れに『活憲—「特上の国」づくりをめざして』（續文堂・山吹書店、2005年）という本を出した。

いささかPRが長くなったかもしれないが、このような背景が明らかになれば、この本を書評する意味も理解していただけることだろう。

さて、この本は出るべくして出た本である。いつかは、誰かがこのような本を書くだろうと、多くの人が思っていたかもしれない。しかし、このような形で、極めて実証的に、憲法「押しつけ論」に対する反駁が行われるとは、誰も予想していなかったにちがいない。

本書の叙述は、プロローグから始まって、「憲法研究会」「鈴木安蔵の自由民権運動研究」「鈴木安蔵と憲法研究会の天皇構想」「ラウエル中佐と総司令部民政局」「ラウエル『所見』とマッカーサー草案」「ノーマンという媒介者」「『象徴天皇』をめぐる」 「憲法研究会の『象徴天皇』」という8つの章で構成されている。最初のプロローグを読んだだけでも、この本が何を主張しているか、その概略を知ることができる。すなわち、それは以下の通りである。

これまで日本国憲法を「押しつけた」とされ

ているアメリカは、憲法で最も重要とも言うべき「主権の宣言規定」という問題を見過ごしていた。しかし、日本が明治期に生み育んできた民主化の思想と伝統が、その大きな盲点を憲法起草者たちに気づかせ、「国民主権」の規定が憲法に高らかに掲げられることになったのだ。つまり、日本国憲法のコアをなす「国民主権の宣言規定」と「象徴天皇」は、マッカーサー草案をさかのぼって、憲法研究会案に起源を持っているのである。日本国憲法のコア部分は、憲法研究会が生み出した日本側のオリジナルな思想である。(本書、18頁)

このように、日本国憲法のコア部分はアメリカによる「押しつけ」ではなく「日本側のオリジナルな思想である」というのが、本書の主張である。これを含めて、本書の意義を列挙すれば、以下のようになる。

第1に、日本国憲法のコア規定が憲法研究会の草案にあったことを明らかにし、憲法研究会と、その中心になって草案の条文を作成した鈴木安蔵の重要な役割を明らかにしたことがある。

第2に、これが総司令部のマイロ・E. ラウエル陸軍中佐の高い評価を得て、「マッカーサー草案」作成の際に重要なモデルとして用いられることになった経緯を解明したことがある。

第3に、鈴木が着目して憲法研究会案に採用した国民主権の宣言規定、政治的権限を有しない天皇規定、儀礼的存在としての天皇規定は、その起源を自由民権期の植木枝盛案・土佐立志社案に持っていることを突き止めたことがある。

第4に、戦前、プロレタリア科学研究所の創

立者の一人であり、マルクス主義の立場から国家論、政党論をうち立てることをめざしていた鈴木安蔵の役割を確定することによって、自由民権期の民権思想—マルクス主義—日本国憲法という一連の流れを実証したことである。

このように、本書は、これまで漠然と語られてきた民権思想と日本国憲法との関連を実証し、その核心的な規定もこのような形で受け継がれてきたことを明らかにした。その意義は大きいと言えるが、しかし、それが「象徴天皇制の起源」として語られると、新たな疑問が湧く。

というのは、これについては加藤哲郎『象徴天皇制の起源—アメリカの心理作戦「日本計画」』(平凡社新書、2005年)という、そのものズバリの書が出ているからである。著者は、1年も前に出ているこの本に全く言及せず、参考文献にも挙げていない。

アメリカの機密公文書「日本計画」などを子細に検討した加藤は、「第1条『象徴天皇制』に連なる論点は、ほぼ1942年時点で出尽くし、米政府・軍の方向性が定ま」(前掲書、226頁)ったとしており、ジョン・ダワーの『敗北を抱きしめて』にも言及しながら、この規定は占領軍と日本支配層の「合作」(同、227頁)だったと書いている。このような加藤の主張と本書の発見はどのような関係になるのだろうか。著者の見解を是非うかがいたいものである。

(小西豊治著『憲法「押しつけ」論の幻』講談社現代新書、2006年、205頁、700円+税)

(いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所教授)